



月報 愛知労働局



2017
3月

毎月第三稼働日 発行

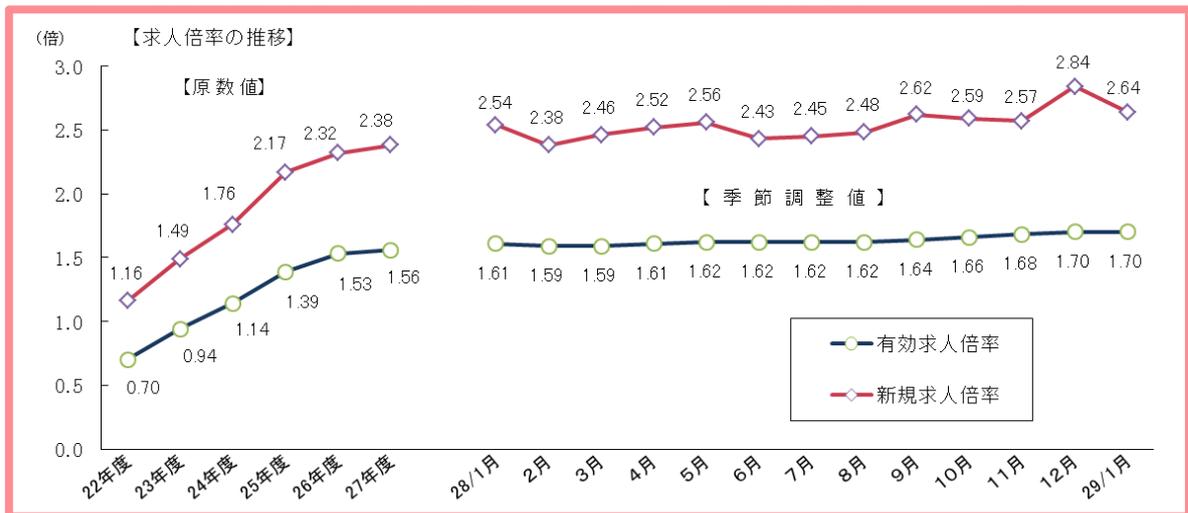
■ 最近の雇用情勢 平成 29 年 1 月	1
■ 平成 29 年 1 月末現在の労働災害発生状況	1
■ 愛知県「働き方改革」に向けた関係機関連絡協議会	2
■ 次世代法に基づくプラチナくるみん認定通知書交付式	2
■ 愛知のええがね企業！職種・業界研究セミナー2017	2
■ 第2回 障害者就職面接会	3
■ 監督署&安定所コーナー	3
■ 知って得する働き方改革プレート	4
■ 主なイベントの予定	4

最近の雇用情勢 平成 29 年 1 月

職業安定課
☎052-219-5578

有効求人倍率は前月から横ばいで推移 緩やかな改善が続く

- 有効求人倍率（季節調整値） 1.70倍 対前月±0.00ポイント
 - ・前月と同水準。
 - ・有効求人数は増加（前月比0.3%増）、有効求職者数も微増（前月比0.1%増）。
- 新規求人倍率（季節調整値） 2.64倍 対前月-0.20ポイント
 - ・2か月ぶりに前月を下回った。
 - ・新規求人数は減少（前月比7.6%減）、新規求職者数も減少（前月比0.5%減）。
- 正社員有効求人倍率（原数値） 1.36倍 対前年同月+0.16ポイント



平成 29 年 1 月末現在の労働災害発生状況

安全課
☎052-972-0255

業種	年別	平成28年	平成27年同期	平成27年同期比	増減率
製造業		1,821 (8)	1,811 (5)	10 (3)	0.6
建設業		618 (6)	639 (15)	-21 (-9)	-3.3
陸上貨物運送事業		818 (6)	881 (8)	-63 (-2)	-7.2
小売業		672 (3)	621 (3)	51 (0)	8.2
通信業		147 (0)	128 (0)	19 (0)	14.8
社会福祉施設		310 (0)	276 (0)	34 (0)	12.3
飲食店		253 (1)	248 (1)	5 (0)	2.0
清掃・と畜業		321 (2)	303 (3)	18 (-1)	5.9
上記以外の事業		1,119 (12)	1,144 (6)	-25 (6)	-2.2
合計		6,079 (38)	6,051 (41)	28 (-3)	0.5

※()内は死亡者数で内数である。



平成 28 年発生労働災害の平成 29 年 1 月末速報値における死亡災害は、全産業で 38 人（前年同期比 3 人減）でした。死亡災害を事故の型別に見ると、はさまれ・巻き込まれにより 11 人が、次いで墜落・転落と交通事故により、それぞれ 8 人が被災しています。

休業 4 日以上死傷災害は 6,079 人で、前年同期より 28 人（0.5%）の増加です。事故の型別に見て、転倒災害が 1,293 人（前年同期比 44 人増）と、死傷災害全体の 2 割を占める一番多い事故の型となっています。また、飛来・落下による災害は 408 人（前年同期比 58 人増）でした。その一方、はさまれ・巻き込まれ災害は 865 人（前年同期比 50 人減）が被災しています。

構成団体と連携した取組を確認

～愛知県「働き方改革」に向けた関係機関連絡協議会～

指導課
☎052-219-5509

愛知労働局では、「働き方改革」の実現に向けて、「『働き方改革』推進本部」を設置しています。この取組の一環として、国・地方自治体・労使団体による「働き方改革」に向けた関係機関連絡協議会を2月2日に開催しました。

出席者から各団体における「働き方改革」実現に向けた取組の報告があり、愛知労働局からは、局幹部による企業・労使団体への働きかけなど、取組の報告を行いました。

各団体からの出席者と意見交換を行い、最後に今後も協議会構成団体が連携し、「働き方改革」実現に向けた気運の醸成を図ることと事業場の支援に取り組むことを確認しました。



優良な「子育てサポート企業」として県内第1号認定！！

～次世代法に基づく「プラチナくるみん」認定通知書交付式～

指導課
☎052-219-5509



左から木暮局長、(株)日本保育サービス松宮取締役、名古屋眼鏡(株)小林社長、安藤雇用環境・均等部長

愛知労働局では、「次世代育成支援対策推進法（次世代法）」に基づき、名古屋眼鏡株式会社及び株式会社日本保育サービスの両社を愛知県内で第1号の「プラチナくるみん」事業主として認定し、3月2日に認定通知書を交付しました。

「プラチナくるみん」認定とは、くるみん認定(※)企業のうち、より高い水準の取組を行い一定の要件を満たした企業が申請することにより、優良な「子育てサポート企業」として厚生労働大臣の特例認定を受けることができる制度です。

愛知労働局では、県下の事業主が積極的に子育てサポートに取り組むよう、働きかけを行っていきます。

(※)行動計画を策定し、その行動計画に定めた目標を達成するなどの一定要件を満たした場合、「子育てサポート企業」として厚生労働大臣の認定を受けることのできる制度。

若手社員と学生が「働く」について語る

～愛知のええがね企業！職種・業界研究セミナー2017～

職業安定課
☎052-219-5505

2月10日、名古屋国際会議場で「愛知のええがね企業！職種・業界研究セミナー2017」を開催しました。

これは在学中の学生と保護者を対象としたイベントで、若手社員と就職活動を始める学生が「働く」ということを同じ目線で語るコーナーや、業種や職種の説明を会社担当者から受けるコーナーを設けました。

また、学生には「就職活動の始め方」、会社の人事担当者には「応募してもらえる求人」などのテーマでセミナー等を行いました。

参加した学生は301名で、就職活動の経験が少ないながらも熱心に先輩の話や光景があちこちで見られました。



ええがね！



延べ 1,746 件の面接を実施

～ 第 2 回 障害者就職面接会 ～

職業対策課
☎052-219-5507



名古屋・尾張会場



三河会場



就職を希望する方々と、障害者雇用に取り組んでいる企業が参加する就職面接会を 2 月 3 日（三河地区：ホテルアソシア豊橋）、23 日（名古屋・尾張地区：愛知県体育館）に実施しました。

両会場で企業 216 社、障害者 646 名が参加し、延べ 1,746 件の面接が行われました。愛知県体育館では、冒頭大村愛知県知事が挨拶し、参加者を激励しました。年々精神障害者の参加も増えており、精神障害者の方の積極的な社会参画の姿勢がうかがえました。

監督署 & 安定所コーナー

刈谷署

過労死ゼロを実現するために ～「働き方改革」のセミナーを開催～

刈谷労働基準監督署は、1 月 24 日（建設業の近藤グループ 110 人）、2 月 9 日（製造業が中心の労務管理講習会 210 人）、2 月 17 日（運送業の大興運輸グループ 50 人）、それぞれの事業主、管理職等に対し「働き方改革」のセミナーを開催しました。

いずれも当署中西副署長より、過重労働防止対策～「過労死ゼロ」を実現するために～をテーマに、「過労死等ゼロ」緊急対策、過労死等の現状、民事訴訟から使用者の安全配慮義務、法に基づく過重労働対策、労働時間の適正な把握のための使用者が講ずべき措置に関するガイドラインなどについての内容で講習を行いました。

約 2 時間にわたる講習でしたが、いずれの会場においても、旬な話題に参加者は熱心に耳を傾け、大盛況のうちに終了しました。



中西副署長



ハローワーク 名古屋東、瀬戸 多治見、春日井

福祉職への関心を持つきっかけに

～ 4 所合同福祉フェア～



2 月 4 日、春日井市落合公園体育館において、ハローワーク春日井、名古屋東、瀬戸、多治見の「4 所合同福祉フェア」を開催しました。

事業所は管内の 40 社が参加いただき、PR シート、施設等の写真や利用者の作品を展示した事業所 PR ブースの他、盲導犬や介護ロボット体験のブース等も設置して、福祉職（介護・看護）に興味を持っていただくためのイベントも企画しました。

当日は、200 人近い方に来場いただき、福祉職への関心を持つきっかけとなるフェアとなりました。

★学校・職場内など掲示頂ける場所を募集中！ ★(全5種 随時紹介いたします)

「労働時間等の設定の改善に関する特別措置法」と「労働時間等見直しガイドライン」の概要

「労働時間等の設定の改善に関する特別措置法」(設定改善法)は、労働時間の短縮を推進すると同時に労働者の健康と生活に配慮し、多様な働き方に対応したものに改善するために平成18年4月1日から施行されています。

労働時間等設定改善法の概要 → **「労働時間等見直しガイドライン」のポイント**

- 労働時間等の設定の改善
 - 労働時間、始業・終業の時刻、休日数、年次有給休暇の日数や時季等の設定を労働者の健康と生活に配慮するとともに、多様な働き方に対応したものに改善すること。
 - 労働時間等設定改善委員会
 - 労使間の話し合いの機会を確保するため、企業において労働時間等設定改善委員会を設置すること。
- 1基本的な考え
 - 労働時間短縮に向けた仕事の仕方の見直し
 - 働く意欲を高めるため労働者の事情への対応
 - 経営者の率先した取組
- 2重要な取組
 - 労使間の話し合いの機会の整備
 - 年次有給休暇の取得しやすい環境整備
 - 所定労働時間の削減(ノー残業デーの導入等)
 - 労働者の健康と生活への配慮(育児・介護を行っている労働者)

No. 2

「ワーク・ライフ・バランス」の実現に向けて

ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)とは

国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育てや介護などの家族の時間、自己啓発などの個人の時間、地域生活等、健康で豊かな生活ができるよう、「仕事」と仕事以外の「生活」との調和が図られることです。

日本の労働環境は？

- 少子高齢化(労働生産人口の減少)
- 非正規雇用の増加
- 正社員の長時間労働
- 夫婦共働き家庭の増加等々

ワーク・ライフ・バランスの必要性

個人に関して

- 仕事と家庭の両立が困難
- 自己啓発や地域活動への参加が困難
- 長時間労働が心身等に影響

社会全体に関して

- 労働力不足
- 生産性の低下
- 企業・組織に関して
 - 人材獲得競争の激化
 - 意欲や満足度の向上
 - 女性の活用

「働き方改革」とは？

ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を実現するため、長時間労働を前提とするような労働環境を根本から見直し、時間外労働の抑制や休暇取得を推進するとともに労働者の生活スタイルや家庭責任、地域貢献等に対応できる多様な働き方・効率的な働き方を広めること。

No. 3

「女性の活躍を推進します！」

職業生活において、女性の個性と能力が十分発揮できる社会を実現するため、国、地方公共団体、民間事業者それぞれの女性の活躍推進に関する責務等を定めた「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)が平成28年4月1日から、施行されました。

●301人以上の労働者を雇用する事業主の義務

- ①自社の女性の活躍状況の把握・課題分析
- ②行動計画の策定、社内周知、公表
- ③計画策定の旨の都道府県労働局への届出
- ④女性活躍に関する情報の公表

※300人以下の事業主の皆様は努力義務

女性の活躍状況の把握・課題分析の必要項目

- ①採用者に占める女性比率
- ②勤続年数の男女差
- ③労働時間等の状況
- ④管理職に占める女性比率

行動計画に必要な内容

- ①計画期間
- ②数値目標
- ③取組の実施時期(2年から5年)
- ④取組事項

ア 採用に関する事項
イ 継続就業・職場風土に関する事項
ウ 長時間労働の是正に関する事項
エ 配置・育成・教育訓練に関する事項/
オ 評価・費用に関する事項
カ 多様なキャリアコースに関する事項

No. 4

「えるぼし認定」を取得しましょう！

えるぼし認定とは、女性活躍推進法による一般事業主行動計画の策定、策定した旨の届出を行った事業主のうち、女性活躍推進に関する取組の実施状況等が優良な事業主は、都道府県労働局長への申請により、厚生労働大臣の認定を受けることができます。

認定を受けた事業主は、厚生労働大臣が定める認定マーク(えるぼし)を商品や広告に付すことができ、女性活躍推進事業主のPRができ、優秀な人材確保、企業イメージの向上等につながる事が期待できます。

認定基準の評価項目

- 評価項目1:採用
- 評価項目2:継続就業
- 評価項目3:労働時間等の働き方
- 評価項目4:管理職比率
- 評価項目5:多様なキャリアコース

認定の段階

- 1段階目
 - 評価項目5つのうち1つ又は2つの基準を満たし、その実績を厚生労働省のウェブサイトにて毎年公表していること。
- 2段階目
 - 評価項目5つのうち3つ又は4つの基準を満たし、その実績を厚生労働省のウェブサイトにて毎年公表していること。
- 3段階目
 - 評価項目5つの基準全てを満たし、その実績を厚生労働省のウェブサイトにて毎年公表していること。

No. 5

★ ご希望のプレート(サイズはA3)を無料で送付致します。是非ご利用下さい ★



主なイベントの予定 3月～4月初旬

3/10(金)	13:00~18:00	建築・土木系の学生&社会人のための「スペシャル合同説明会」	ウインクあいち 7階展示場	職業対策課 052-219-5507
3/16(木)	14:00~	労働者派遣事業許可申請説明会(旧特定労働者派遣事業主向け)	名古屋広小路ビルディング 14階 共用大会議室	需給調整事業部 052-219-5587



編集・発行 愛知労働局 雇用環境・均等部 企画課
〒460-8507 名古屋市中区三の丸2丁目5番1号(名古屋合同庁舎第2号館2階)
TEL (052) 972-0252 FAX (052) 961-5798
<ホームページ> <http://aichi-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/>